



公益社団法人 認知症の人と家族の会

認知症の人と家族の会



1980年 京都で結成

何の社会的な理解も支援もなかった時代に家族どうしの励ましあいから始まり、一貫して、認知症の人と家族を支え、社会に認知症の理解を求めて、45年余～全国各地で活動している。

全ての都道府県に支部があり、約一万人の会員とともに
「認知症があっても 安心して 暮らせる社会」
 を目指している

活動の三本柱とその他

①家族のつどい

②相談

③会報

○啓発・国際交流

○調査・研究

○行政への提言・要望

○「若年期認知症・本人への取り組み」等



活動の概要

2024年度

総会員数（賛助会員を含む）	9.107
世話人数	997
支部会報発行部数	24.791
つどい開催数	5.107
つどい総参加者数	48.939
のべ相談件数	21.624
委嘱委員	752
アルツハイマーデー講演会 参加者数	6.837

特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター あすライツ紹介 設置主体(5市1町)



平成23年10月開設(15年目を迎える)

5市1町人口合計 **476,704人**
(令和7年4月1日現在)

- ・瀬戸市・尾張旭市・豊明市
- ・日進市・長久手市・東郷町



職員数 13人 (設置時2.5人)

- ・専門相談員 10人 (社会福祉士)
- ・事務員 3人 (支援員兼務)

事業内容

- ① **6市町から中核機関**を受託
(広報啓発・相談・**市民後見推進**・受任調整・)
 - ② **後見人支援**・協議会の事務局
- ◇独自事業 **法人後見**



尾張東部地域で活躍する市民後見人を紹介
(厚生労働省HP成年後見はわかり)

市民後見人バンク登録者数 累計94名
受任件数 累計53件 (令和7年10月1日現在)

②法人後見受任実績

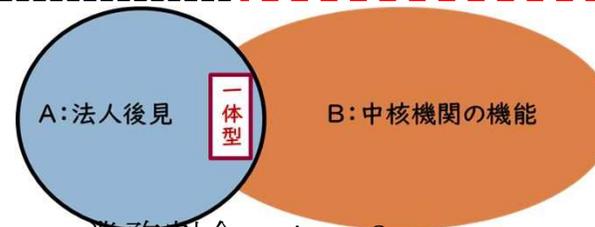
	後見	保佐	補助	合計
認知症	56	22	4	82
知的障害	8	5	1	14
精神障害	20	8	5	33
高次脳機能障害	9	3	3	15
合計	93	38	13	144

法人後見実施機関として
中核機関における候補者調整
と法人後見=協議会での検討
法人後見受任ガイドライン
法人後見における後見人等の
交代および終了の実績

中核機関として
① **開始時の相談**・候補者調整
② 開始後のチーム支援・**後見人支援**
③ 終了の検討
行政、専門職、家庭裁判所との連携
④ 市民後見人の推進 活躍支援

終了・辞任・取消 77名市民後見人へのリレー 14名
法人後見 累計 144名 (令和7年10月1日現在)

累計の受任者数は高齢者が多いが
現在の受任割合では障害のある人の方が多→受任期間が長い



業務割合 4 : 6

終われる成年後見制度のイメージ(親族後見人)



妻が脳梗塞による重度障害を負った。

家族構成:本人、夫、長女の3人暮らし

- ①夫が生命保険金申請時に(仕方なく)成年後見人となった。
- ②生命保険金受領後、後見制度支援信託を利用して妻の財産管理、
身上保護を担う
 - ・夫として毎日妻のお見舞いに行く
 - ・後見人として本人が好きな歌手のファンクラブの継続について悩む
- ③後見人として入院費の支払い等を行う
毎年の定期報告書の作成のサポートを行う(中核機関)



夫の事務能力の低下により、
家裁は後見人交代(娘)の提案を中核機関に対して行う。
中核機関では、夫が適切な後見人であることの説明を行い継続となる
→終了しても良いと思われる

補助の取消（法人後見）



本人（30代男性）療育手帳C判定 発達遅滞

叔母と2人暮らし **障害者枠の一般就労**で働いている。父親死亡時に相続税が必要と友人に言われて借金をする。（不要だったが使ってしまった）債務の返済が滞り給与差し押さえとなり、職場を通じて本人から中核機関に相談



債務整理のため本人申立てを行い、法人が補助人となる。

【経過】債務は本人の給料から**本人が2社分**を返済 補助人が8社分を返済
5年超で完済した（開始時の課題は消滅）

申立時の課題は解決したため補助取消の検討を行った。（報酬の負担）

本人は終了後、他の支援（日常生活自立支援事業）を拒否した。

【手続き】医師の診断書・家裁での面談・補助人の意見書・本人情報シート

【課題】**あらたな債務が発覚**したが自己管理している

現在はゆるやかな見守りのなかで暮らしている（本人が相談しやすい体制を整える）

新たな債務はあるが本人の希望を尊重して補助終了（フォーマル支援はない）